

ID: 100

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ごみ処理場条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第101号		
【根拠条文】 (処理手数料) 第7条 市は、清掃工場において廃棄物を処理する者から手数料を徴収するものとする。ただし、市が委託した者については、この限りでない。 2 前項の手数料の額は、別表第1及び別表第2により算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 3 手数料は、搬入の許可の際徴収する。ただし、国、地方公共団体その他特に市長が認めた者については、後納させることができる。 4 後納による手数料の納入は、市が発行する納入通知書により納入しなければならない。 5 既に納入した手数料については、過納又は誤納等特別の理由のあった場合のほかこれを還付しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日